



校長のつぶやき

福井市長橋小学校

R 3 . 6 . 1 1

新たに、保護者向けに「校長のつぶやき」を不定期に発行します。文字ばかりで、読みづらいと思いますが、ご勘弁願います。

第1号は「いじめ」でスタートします。「いじめ」は特集として、しばらく続けての発行となります。では、今後、校長の「ぶつぶつ、ぼそぼそ」のつぶやきにお付き合いください。よろしくお願いいたします。

「質問です。校長！いじめってなに？」

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が公布・施行されたのはご存知ですか？この法律の第一章総則の第二条では、「定義」が以下のとおり明記されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

キーワードは、

■ 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）

■ 心身の苦痛を感じているもの

では、学校で発生しやすい具体的ないじめの行為として、どんなものがあるかというところ・・・。

- ひやかしやからかい
- いたずらや嫌がらせ
- 陰口や悪口、無視
- 仲間はずれ（はずし）
- SNS上での誹謗中傷
- （まれに）暴力行為 など

STOP いじめ

これらは、「ささいなこと」、「日常的によくあるトラブル」ではすまされません。

このような行為がしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されることで、いらだち、困惑、不安感、屈辱感、孤立感、恐怖感等がつのり、大きな問題に発展してしまいます。

これが「いじめ」です。いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得る。つまり、どの児童生徒も被害者にはもちろん、加害者にもなり得るということです。私たち教員は、常にこのことを念頭に置いています。

「学校にいじめはない！」こんな素敵学校は理想です。しかし、私たちは、いじめが起こってしまったときに、『いかに早く発見できるか』、『いかに早く対応できるか』、『そしてその後、再発しないようにしっかり経過観察をするか』。これがいじめの対応です。いじめを起きにくくする、いじめを生まないための「未然防止」は最も大切なことです。しかし、先に述べたとおり、いじめは起こり得るものだという認識のもと、日ごろから教員はアンテナを高くし、どんなにささいないじめでも、決して見逃すことなく、起こったいじめに対して早期にかつ丁寧に、適切に対応することが私たちの大切な役割です。

*参考「国立教育政策研究所：生徒指導リーフ」

※次回は、調査に基づく「いじめの認知件数等のデータ」等から、いろいろとつぶやきます。校長のつぶやきにお付き合いいただき、ありがとうございました。